

# 郵政行政の現状について

平成 25 年 1 月  
総務省情報流通行政局  
郵 政 行 政 部

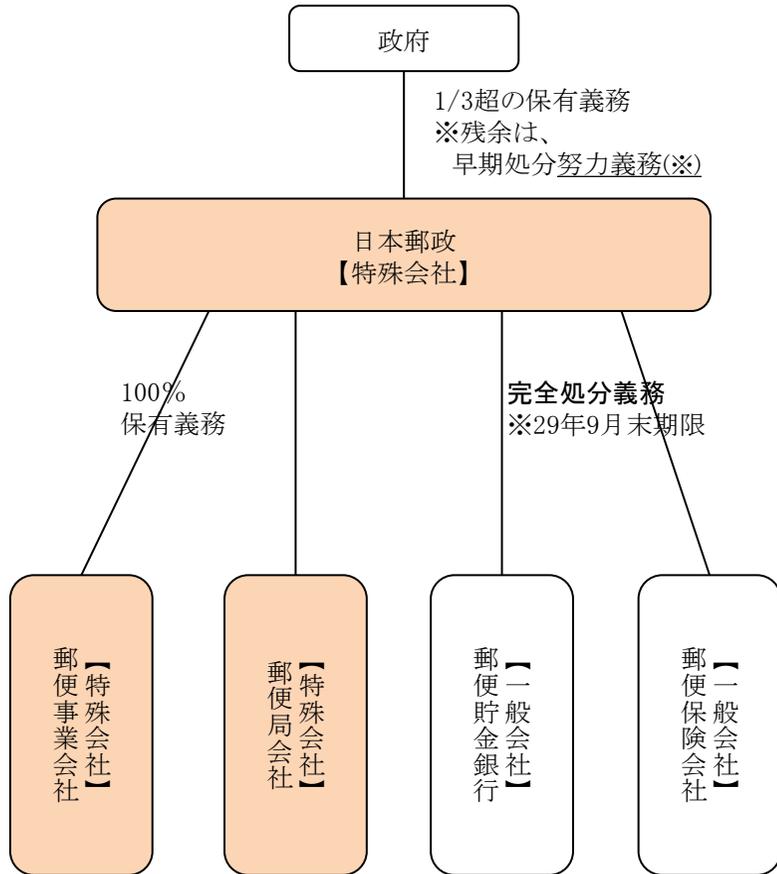
# 1 郵政改革に係る経緯

平成17年10月14日	郵政民営化関連6法成立
平成19年10月 1日	郵政民営化実施
平成21年10月20日	<b>「郵政改革の基本方針」を閣議決定</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 郵便、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにする</li><li>・ 現在の持株会社・4分社化体制を見直し、経営形態を再編成する 等</li></ul>
平成21年10月28日	日本郵政社長が西川氏から斎藤氏に交替
平成21年12月 4日	<b>郵政株式売却凍結法成立</b>
平成22年 4月30日	<b>郵政改革関連法案閣議決定、第174回国会(常会)に提出</b> (第174回国会で廃案)
平成22年10月13日	郵政改革関連法案を第176回国会(臨時会)に提出 (~第179回国会で継続審議)
平成23年 8月31日	<b>郵政三党協議会設置(郵政改革特別委員会 民自公6理事による修正協議の場)</b>
平成24年 1月20日	郵政三党協議会で「論点整理」のとりまとめ
平成24年 2月29日	民主党政調会長が、公明党政調会長と会談。民主党案を説明し、公明党案に大筋同意する旨伝達
平成24年 3月28日	自民党、公明党の幹事長、政調会長が会談し、 <b>郵政民営化法の見直しについて合意</b>
平成24年 3月30日	<b>郵政改革関連法案の撤回を閣議決定</b> 衆議院本会議で了承(第180回国会(常会)) <b>郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(案)を衆議院に提出</b> (議員立法)
平成24年 4月11日	衆議院郵政改革に関する特別委員会で質疑・採決 12日 衆議院本会議で可決
平成24年 4月26日	参議院総務委員会で質疑・採決 27日 参議院本会議で可決
平成24年 5月 8日	公布 <b>郵政民営化法等の一部を改正する等の法律</b> (法律第30号)
平成24年10月 1日	郵便局会社と郵便事業会社の統合、金融サービスのユニバーサルサービス化や公益性及び地域性について法施行

## 2 日本郵政の再編成

### 【従来の郵政民営化法】

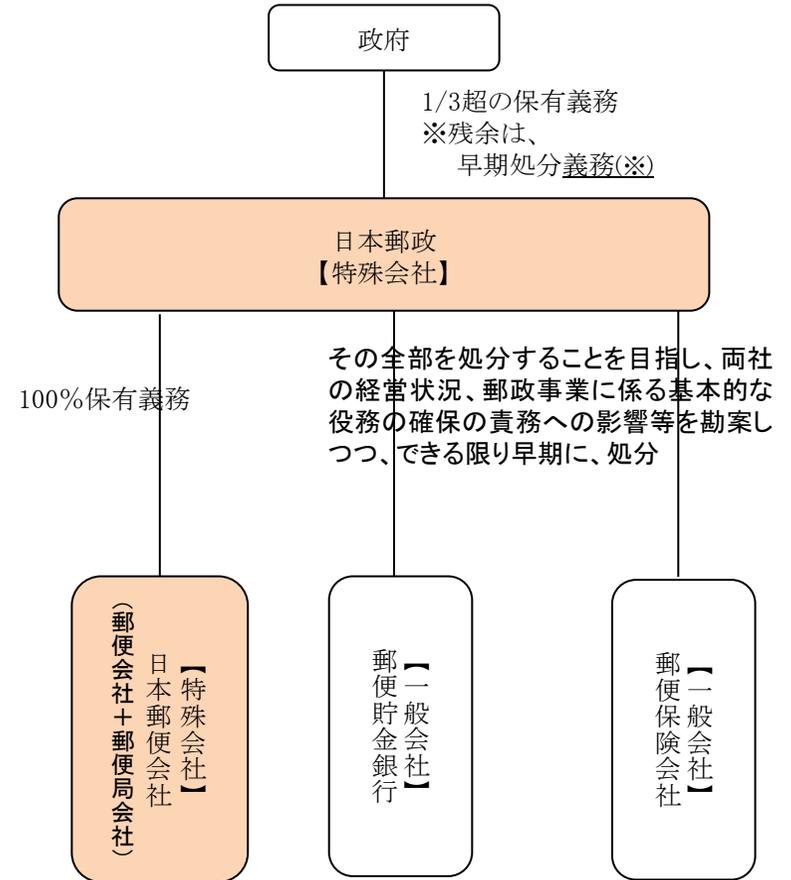
×金融ユニバーサルサービス義務なし



※従来の日本郵政株式会社法附則第三条  
政府は、その保有する会社の株式(略)については、できる限り**早期に処分**  
**するよう努めるものとする。**

### 【改正後の郵政民営化法】

○金融ユニバーサルサービス義務あり



※改正後の日本郵政株式会社法附則第三条  
政府は、その保有する会社の株式(略)については、できる限り**早期に処分**  
**するものとする。**

### 3 「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」による改正前後の郵政民営化法の概要

		従来の郵政民営化法	改正後の郵政民営化法
経営形態		<p>【5社体制】</p> <p>日本郵政 — 郵便事業 — 郵便局 — 郵便貯金銀行 — 郵便保険会社</p>	<p>【4社体制】</p> <p>日本郵政 — 日本郵便（郵便事業＋郵便局） — 郵便貯金銀行 — 郵便保険会社</p>
ユニバ		<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便、貯金・保険の基本的サービス (公益性及び地域性の発揮)</li> </ul>
株式保有		<ul style="list-style-type: none"> <li>政府→日本郵政：1/3超保有義務 (残余は早期処分努力義務)</li> <li>日本郵政→郵便事業及び郵便局：全株保有義務</li> <li>日本郵政→貯金・保険：10年間で全株処分義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府→日本郵政：1/3超保有義務 (残余は早期処分義務)</li> <li>日本郵政→日本郵便：全株保有義務</li> <li>日本郵政→貯金・保険：全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。</li> </ul>
金融2社の上乗せ規制	新規業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可制（民営化委員会の意見聴取）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初は認可制（民営化委員会の意見聴取）</li> <li>金融2社の株式1/2以上処分後は届出制 (配慮義務＋民営化委員会への通知＋監督上の命令) (※)</li> </ul>
	限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>政令で規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政令で規定</li> </ul>
	規制解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融2社株式の全株処分又は内閣総理大臣及び総務大臣決定により解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融2社株式の全株処分又は内閣総理大臣及び総務大臣決定により解除</li> </ul>
合併会社の任意業務規制		<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便事業：認可制</li> <li>郵便局：届出制 (配慮義務＋民営化委員会への通知等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本郵便：届出制 (配慮義務＋民営化委員会への通知等) (※)</li> </ul>

※ 他の金融機関等（日本郵便については同業他社）との適正な競争関係への配慮義務を課し、届出があった場合の郵政民営化委員会への通知（必要に応じ、関係各大臣への意見）を義務付けるとともに、監督上の命令の対象とする。

# 4 日本郵便株式会社の本格統合に向けた取組

## 第1段階(2社合併:H24.10.1~)

【必要最小限の組織統合、利用者利便の回復】

## 第2段階(本格統合:H25年度中)

【組織の実質的統合、統合メリットの実現】

### 組織統合

- 郵便支店と郵便局の2つの組織を統合  
(「〇〇郵便局」)
- 内部組織(部・課)は統合前のまま(郵便局)
- その他は当面旧2社の体制・業務を併存
- 旧局長・旧支店長が並存する場合は、一方を局長とし、もう一方を副局長として配置
- 総務・企画部門等の要たる組織の統合からスタート

- 局長一人による一元管理を開始
- 本社・支社の共通部門の統合
  - ・ 共通機能関連の管理職以上50%減
  - ・ 支社長、副支社長一本化(50%減)
  - ・ 「部」の数を本社は原則1/2に、支社は原則2/3に

200億円相当の  
統合効果

### 利便性向上の取組

- 郵便窓口・ゆうゆう窓口の一体化
  - ・ 郵便窓口とゆうゆう窓口を同時時間帯に平行して開設している局で、郵便を取り扱う窓口を一本化
  - ・ 10/1当初は、47都道府県52局で実施
- 郵便外務職員による通帳預かりサービス
  - ・ 郵便外務職員が預かった通帳を郵便局で渉外社員に取り次ぎ
  - ・ 10/1当初は、45都道府県(神奈川・大阪を除く)52局で実施
- 郵便局・併設集配センター等の統合
  - ・ 郵便局と併設されている集配センター(旧郵便事業株式会社組織(約2,500か所))等を統合
  - ・ 利用者からの問合せにも、一体的な郵便局として円滑に対応

- 平成25年度中に原則、全ての郵便局での一本化を実施。  
(例外:大規模工事を要する局等)
- 実施状況、ニーズ等を踏まえ、郵便局側の研修等の態勢を整備した上で、対象局数の拡大を図る。  
※ 通帳預かりサービスの利用実績:83件(H24.12末現在)
- 25年度以降、システム整備、郵便局長のスキル向上を図りつつ、順次、局長の担当業務を拡大。

# 5 郵便局ネットワークの活用に応じたの公益性・地域性の発揮

## I 郵便局窓口における地方公共団体事務の取扱い

- 1 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(平成19年10月1日施行)に基づき、当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる事務 (平成24年10月末現在)

サービスメニュー	市区町村	郵便局
証明書交付事務	161	629
① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等	142	575
② (地方税の)納税証明書	115	512
③ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書	161	610
④ 戸籍の附票の写し	118	479
⑤ 印鑑登録証明書 ※証明書登載の者・本人の請求に係るものに限る	161	612

- 2 その他「日本郵便株式会社法」に基づく受託窓口事務

(平成24年10月末現在)

サービスメニュー	県市区町村	郵便局
受託窓口事務 (具体例) バス回数券等の販売、ごみ処理券の販売、し尿処理券の販売、入場券の販売、商品券の販売、ごみ袋の販売、バス利用券等の交付等	112	3,557

## II 郵便外務員を活用した取組

- ひまわりサービス(112自治体で実施(平成23年度末現在))  
地方公共団体又は社会福祉協議会との協定に基づき、過疎地域において、原則として70歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象に、郵便事業株式会社の外務員による励ましの声かけ、集荷サービス等を実施
- 地方公共団体受託業務(24自治体で実施(平成23年度末現在))  
地方公共団体からの委託を受け、郵便事業株式会社の外務員を活用して地方公共団体の事務にかかる業務(高齢者等への生活状況の確認、日用品の注文・図書の貸出の受付、廃棄物等の不法投棄の見回り)を実施

# 6 日本郵政グループの株式処分

日本郵政(持株)

【民営化法等の規定】

金融2社

政府は、保有義務のある株式(1/3超)以外の株式については、できる限り早期に処分するものとする。

売却収入については、復興財源法により、東日本大震災からの復興財源に充当することを予定(H34年度まで)。

日本郵政株式会社が保有する金融2社の株式は、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス提供責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

【総務大臣指示】

(第8回郵政民営化推進本部(H24.10.9)了承事項を受けた指示)

郵政子会社の収益力強化策や更なる経営効率化等により、日本郵政グループが市場で高く評価されるよう努力を行うことをはじめ所要の準備を急ぐこと

金融2社の株式処分に係る方針の明確化に向けた検討を行うこと

【日本郵政株式会社の方針】

(第88回郵政民営化委員会(H24.10.29)において表明)

3年以内を目途として、株式市場及び業務の状況等を踏まえつつ、できるだけ早期の上場を目指し、日本郵政(株)の株式の上場が可能となるよう体制の整備を図る

持株会社の株式の2分の1の処分までに方針の明確化

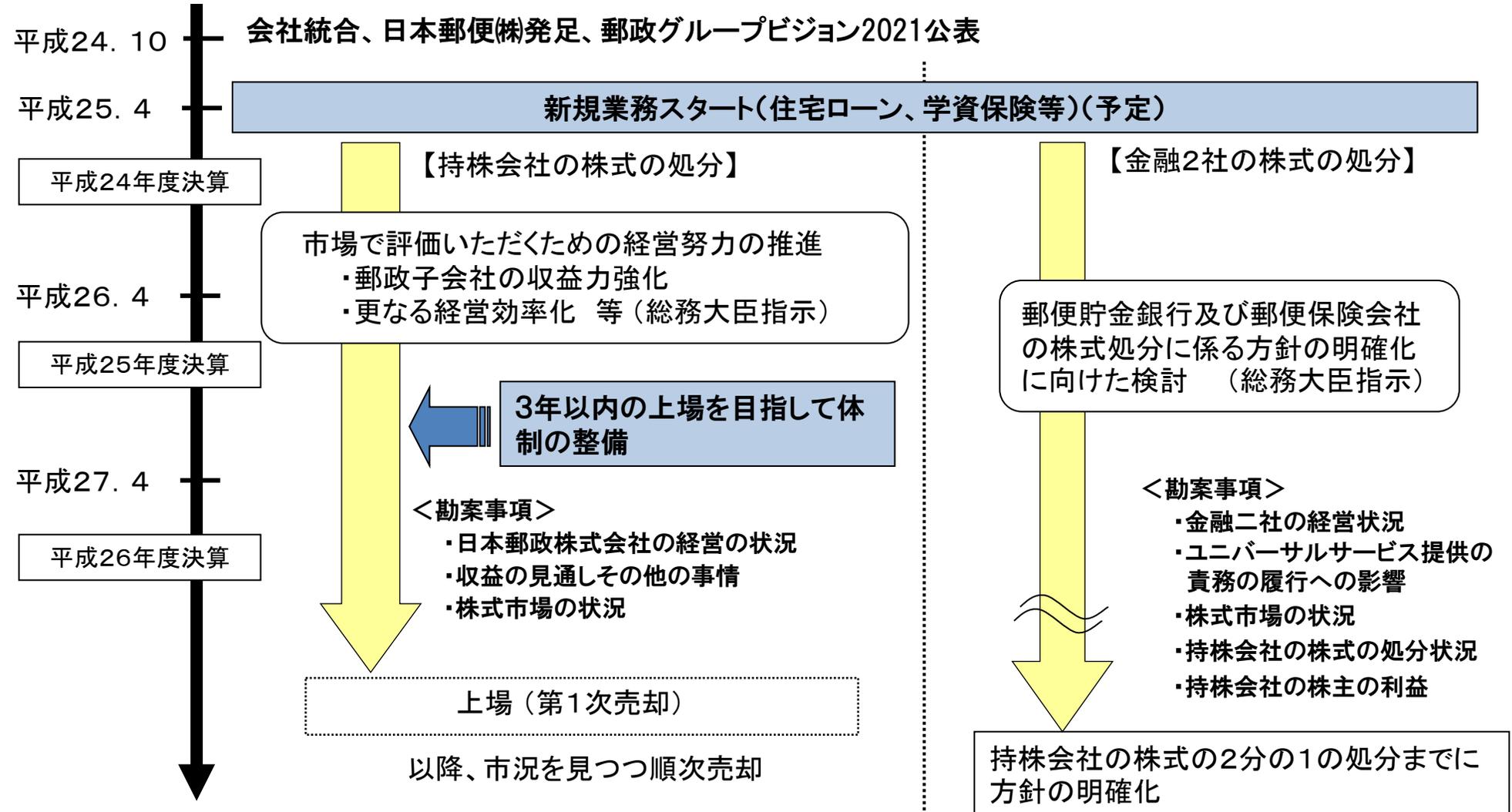
・ 具体的な上場時期については、(1)日本郵政株式会社の経営状況、(2)収益見通し、(3)株式市場の状況 等を勘案して決定。

・ 具体的な上場時期については、(1)金融2社の経営状況、(2)ユニバーサルサービス提供責務への影響、(3)株式市場の状況、(4)持株会社の株式処分状況、(5)持株会社の株式の利益 等を勘案して決定。

# [参考] 株式の処分について

第88回郵政民営化委員会(10/29)の  
日本郵政株説明資料から抜粋

○ 日本郵政株としては、3年以内を目途として、株式市場及び業務の状況等を踏まえつつ、できるだけ早期の上場を目指し、日本郵政株の株式の上場が可能となるよう体制の整備を図る。



# 7-1 日本郵政金融二社の新規業務の認可について

## 銀行・生命保険会社の業務規制

### 1 銀行

	ゆうちょ銀行	他の民間銀行
郵政民営化法	限度額1,000万円	(限度額なし)
	新規業務規制 (認可等)	(新規業務規制なし)
	銀行法の規制	銀行法の規制

\* ゆうちょ銀行、他の民間銀行のいずれも、元本1,000万円及び利息の預金額が保護される (預金保険法)。

### 2 生命保険会社

	かんぽ生命保険	他の民間生保
郵政民営化法	限度額1,000万円 (原則)	(限度額なし)
	新規業務規制 (認可等)	(新規業務規制なし)
	保険業法の規制	保険業法の規制

# 7-2 日本郵政金融二社の新規業務の認可について

## 新規業務認可申請に係る事務の流れ

日本郵政グループ

日本郵政グループが金融2社の新規業務について検討

2社は、I 及び II の認可（承認）を受ける必要

I. 金融庁及び総務省に対し、  
郵政民営化法上の認可申請

II. 金融庁に対し、  
① 銀行法上の承認申請（ゆうちょ）  
② 保険業法上の認可申請（かんぽ）

I

郵政民営化委員会

認可申請後、金融庁及び総務省が、  
郵政民営化委員会に意見を聴く

郵政民営化委員会が意見

郵政民営化法上の認可

金融庁及び総務省が郵政民営化委員会の  
意見を聴いた上で審査し認可

II

①銀行法上の承認(ゆうちょ)

金融庁が、郵政民営化法に基づき、  
銀行法上の業務遂行能力を審査し承認

②保険業法上の認可(かんぽ)

金融庁が、保険業法に基づき、保険契約者  
保護等の観点から審査し認可

## 7-3 日本郵政金融二社の新規業務の認可について①

### (株)かんぽ生命保険の認可申請(24.9.3)の概要

#### ○ 学資保険の改定(H25.4開始を希望)

学資保険は、こどもの将来の教育資金のために、決められた保険料を支払い、満期時(18歳等)に満期保険金を受け取る保険商品。

現行のかんぽ生命の学資保険は、被保険者(こども)の死亡保障が厚くなっており、返戻率を高くできない等の問題があることから、他社商品と同様に被保険者の死亡保障を抑制して、返戻率を高め、貯蓄性を高くしようというもの。

既存商品	改定後の商品
被保険者(子供)の死亡に際して、 契約者(親等)に死亡保険金を支払	①死亡保険金を廃止 (既払保険料相当額程度を支払) ※上記と併せて、倍額支払(不慮の事故等の場合に基本保障額の倍額を支払うもの)も廃止
被保険者(子供)の身体障害等による 保険料の払込免除	②左記の払込免除の廃止 ※ 契約者死亡等による払込免除は存置
	↓
	①~②の被保険者の保障見直しにより、 返戻率が向上

## 7-3 日本郵政金融二社の新規業務の認可について②

### [学資保険の改定に係る手続の経過]

9月3日（月）	かんぽ生命⇒総務省・金融庁 郵政民営化法に基づく認可申請 かんぽ生命⇒金融庁 保険業法に基づく認可申請
9月4日（火）	総務省・金融庁⇒郵政民営化委員会 意見のとりまとめを依頼
9月20日（木） ～11月22日（木）	郵政民営化委員会にて調査審議 [ ○新規業務に関する委員会開催回数 8回（開催期間 約2か月） ○金融関係団体等からのヒアリング回数 3回（延べ22団体） ]
11月22日（木）	郵政民営化委員会⇒総務省・金融庁 意見の提出
11月30日（金）	総務省・金融庁⇒かんぽ生命保険 条件を附して郵政民営化法に基づく認可 <b>【認可条件】</b> （サービス開始後に、総務省及び金融庁への報告が必要） ①収支の報告 ②委託手数料の報告 （サービス開始前に、総務省及び金融庁の承認が必要（*）） ③保険金等支払管理態勢の充実、強化に向け講じた措置の合理性・十分性 ④合理的な販売計画 ⑤合理的な商品区分経理に係る計画 ⑥運用態勢・リスク管理態勢の更なる充実 ⑦学資保険の改定に係るシステムの改修についての信頼性・安定性 ⑧保険契約内容の適切性  （*） 総務省及び 金融庁の承認と同時に、保険業法上の認可が行われることとなっている。

# 7-4 日本郵政金融二社の新規業務の認可について①

## (株)ゆうちょ銀行の認可申請(24.9.3)の概要

### 1 個人向け貸付け業務 (H25. 4以降できるだけ早期の開始を希望)

住宅ローンを始めとした個人向けの融資業務を行うもの。(直営店で販売)

【現時点で想定している商品】

- ・住宅ローン(有担保) : 個人事業主やシニアの方など、ライフスタイルに合わせた12種類(予定)の商品を提供。  
⇒ 82店舗(直営店)で開始予定
- ・目的別ローン(無担保) : 教育や自動車購入といった資金ニーズに合わせて5種類(予定)の商品を提供。  
⇒ 233店舗(全直営店)で開始予定
- ・カードローン(無担保) : ATMから直接、借入・返済ができるカードローンを提供。  
⇒ 233店舗(全直営店)で開始予定

### 2 損害保険募集業務 (H25. 4以降できるだけ早期の開始を希望)

個人向けの住宅ローンの融資に当たって、これに付随する火災保険の提供のため、民間損害保険会社(三井住友海上、損保ジャパンを予定)が提供する火災保険をゆうちょ銀行において損保代理店として販売するもの。(住宅ローンを取り扱う直営店で販売)

### 3 法人向け貸付け(相対)業務 (H25. 4以降できるだけ早期の開始を希望)

法人等に対し、相対による貸付けを行うもの。  
(開始時は、本社(融資部門を新設)のみで実施。その後、徐々に拡大。)

※ 現在、ゆうちょ銀行は、シンジケートローンへの参加、グループ会社向け、地方公共団体向けという形等の、法人向けの融資を実施

【現時点で想定している融資対象】

- ・上場企業等 : 信用力のある顧客を対象として、融資業務を開始。
- ・ふるさと小包事業者 : ふるさと小包事業者に対して、1件当たりの融資上限(当初1,000万円を想定)及び総枠を制限して、融資業務を開始(H25春開始を希望)。
- ・その他 : 業務開始後、漸進的に対象をリスクの比較的高い顧客等へ拡大。

# 7-4 日本郵政金融二社の新規業務の認可について②

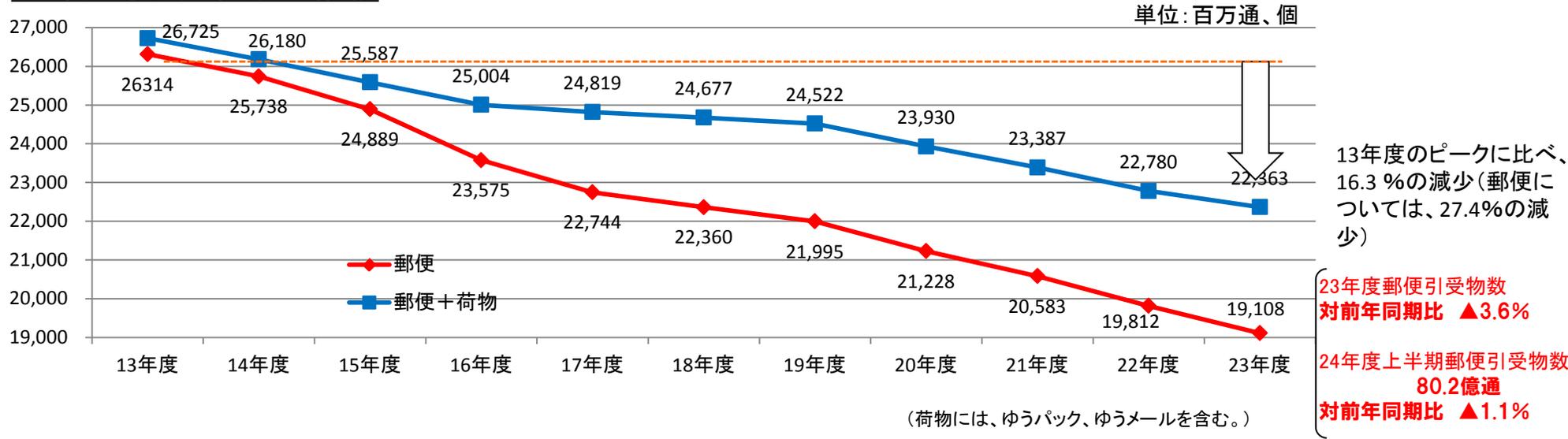
## [住宅ローン等の実施に係る手続の経過]

9月3日（月）	ゆうちょ銀行⇒総務省・金融庁 郵政民営化法に基づく認可申請 ゆうちょ銀行⇒金融庁 銀行法に基づく承認申請
9月4日（火）	総務省・金融庁⇒郵政民営化委員会 意見を聴取
9月20日（木） ～12月18日（火）	郵政民営化委員会にて調査審議 [ ○新規業務に関する委員会開催回数 12回（開催期間 約3か月） ○金融関係団体等からのヒアリング回数 4回（延べ27団体） ]
12月18日（火）	郵政民営化委員会⇒総務省・金融庁 意見の提出 【意見の主な内容】 申請に係る新規業務は、条件付きで実施することが適當。 （主な条件） 1. 個人向け貸付け ①住宅ローン ○ 実施店舗を直営店に限定（店舗数は、次のように段階的に拡大） ・業務開始後当初2年間は82店舗に限定 ・3年目以降5年後までは、直営店の半数を上限 ・5年経過後は全直営店へ拡充可能） ○ 貸付け上限、2億円（現行媒介業務に同じ） ※当初5年間 ②目的別ローン ○ 貸付け上限、親孝行ローンに相当するタイプは500万円、その他は300万円 ※当初5年間 ③カードローン ○ 貸付け上限、300万円（現行媒介業務に同じ） ※当初5年間 2. 法人向け貸付け ○ 大企業（資本金10億円以上等）に限定 ※ <u>メインバンクではない立場での融資に限定</u> ○ シンジケートローンのアレンジャー業務は不可

# 8 郵便引受物数等の推移

○ 郵便引受物数は、13年度のピーク時から毎年減少し、23年度はピークと比べ、27.4%の減少。  
 (荷物も含めた総引受物数については、13年度のピークと比べ16.3%の減少)

## ○郵便等引受物数の推移



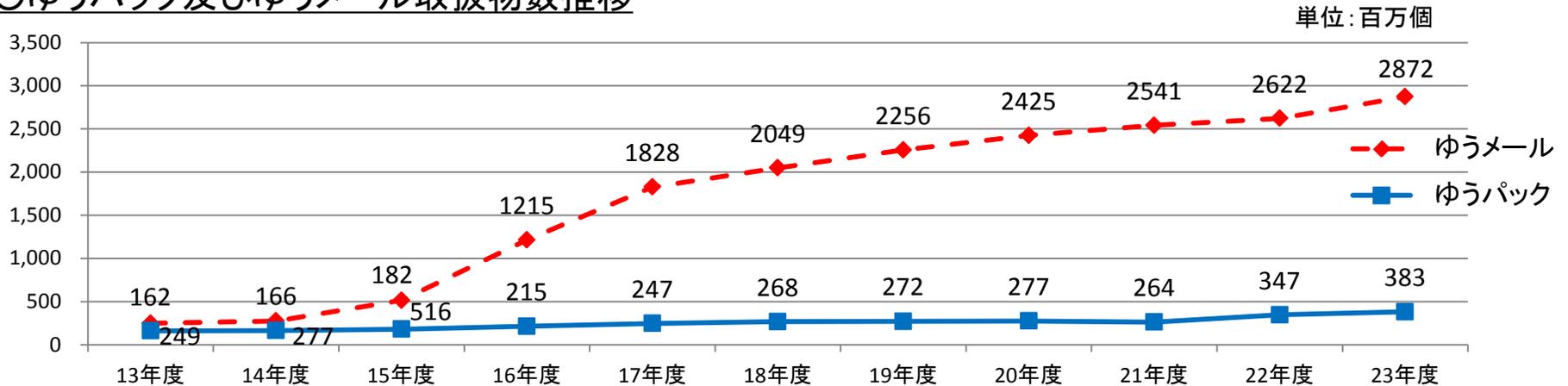
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
総引受物数	(0.7)	(▲2.0)	(▲2.3)	(▲2.3)	(▲0.7)	(▲0.6)	(▲0.6)	(▲2.4)	(▲2.3)	(▲2.6)	(▲1.8)
	26,725	26,180	25,587	25,004	24,819	24,677	24,522	23,930	23,387	22,780	22,363
郵便	(0.4)	(▲2.2)	(▲3.3)	(▲5.3)	(▲3.5)	(▲1.7)	(▲1.6)	(▲3.5)	(▲3.0)	(▲3.7)	(▲3.6)
郵便計	26,314	25,738	24,889	23,575	22,744	22,360	21,995	21,228	20,583	19,812	19,108
内国郵便	(0.4)	(▲2.2)	(▲3.3)	(▲5.3)	(▲3.5)	(▲1.7)	(▲1.6)	(▲3.5)	(▲3.0)	(▲3.7)	(▲3.5)
	26,216	25,647	24,804	23,493	22,666	22,284	21,922	21,159	20,521	19,758	19,058
国際郵便	(▲7.1)	(▲8.0)	(▲9.6)	(▲3.7)	(▲4.4)	(▲2.4)	(▲3.9)	(▲4.8)	(▲11.5)	(▲11.7)	(▲8.6)
	98	91	84	81	78	76	73	69	61	54	49
荷物	(32.4)	(7.6)	(57.8)	(104.8)	(45.1)	(11.7)	(9.1)	(6.9)	(3.8)	(5.8)	(9.7)
荷物計	411	442	698	1,430	2,075	2,317	2,528	2,702	2,805	2,968	3,255
ゆうパック	(4.3)	(2.6)	(9.9)	(17.8)	(14.9)	(8.6)	(1.4)	(2.0)	(▲4.7)	(31.4)	(10.5)
	162	166	182	215	247	268	272	277	264	347	383
ゆうメール	(60.3)	(10.9)	(86.5)	(135.6)	(50.5)	(12.1)	(10.1)	(7.5)	(4.8)	(3.2)	(9.6)
	249	277	516	1,215	1,828	2,049	2,256	2,425	2,541	2,622	2,872

\*ゆうパックにはエキスパックを含む。エキスパックを含まない22年度のゆうパック引受け物数(対前年度)は343百万個(47.3%)

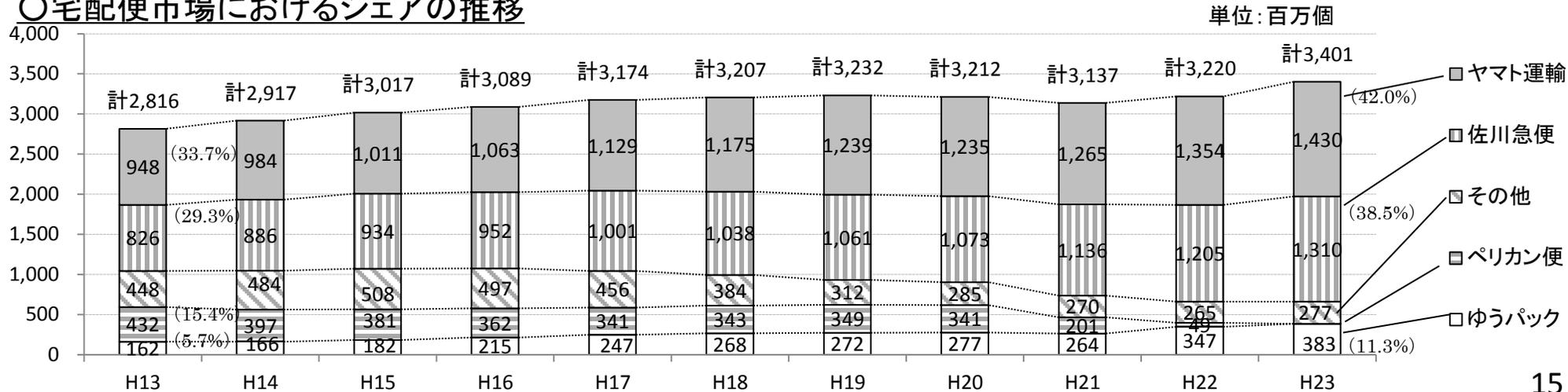
# 9 ゆうパック及びゆうメールの取扱数推移

- ゆうメールの取扱物数は毎年増加しており、23年度は対前年度比9.6%の伸びとなっている。
- 23年度のメール便市場におけるシェアはゆうメールが53.8%、クロネコメール便が41.0%を占め寡占状態となっている。
- 23年度は宅配便市場全体の取扱物数は増加したものの、ゆうパックとペリカン便を合わせた取扱物数は減少した。
- 23年度の宅配便市場はヤマト運輸・佐川急便のシェアが合計80.6%である一方、郵便事業会社(現日本郵便(株))は11.3%となっている。

## ○ゆうパック及びゆうメール取扱物数推移

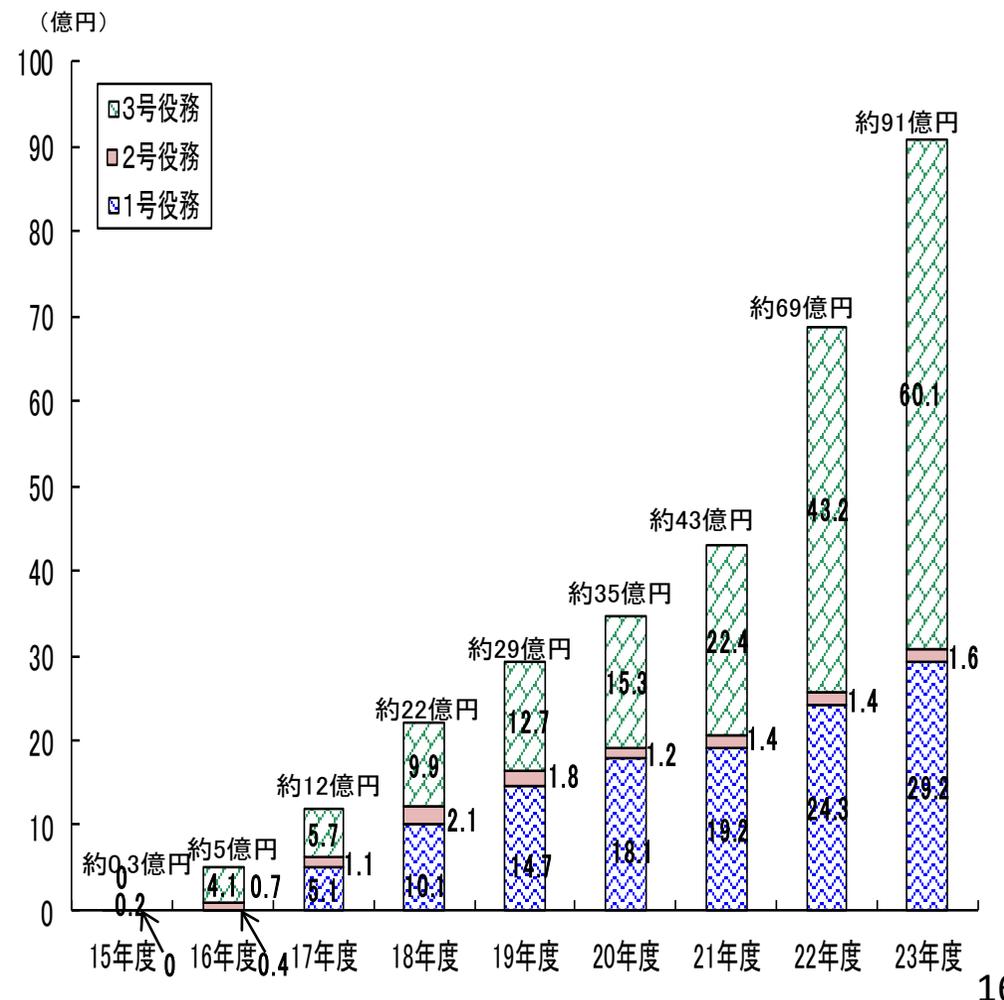
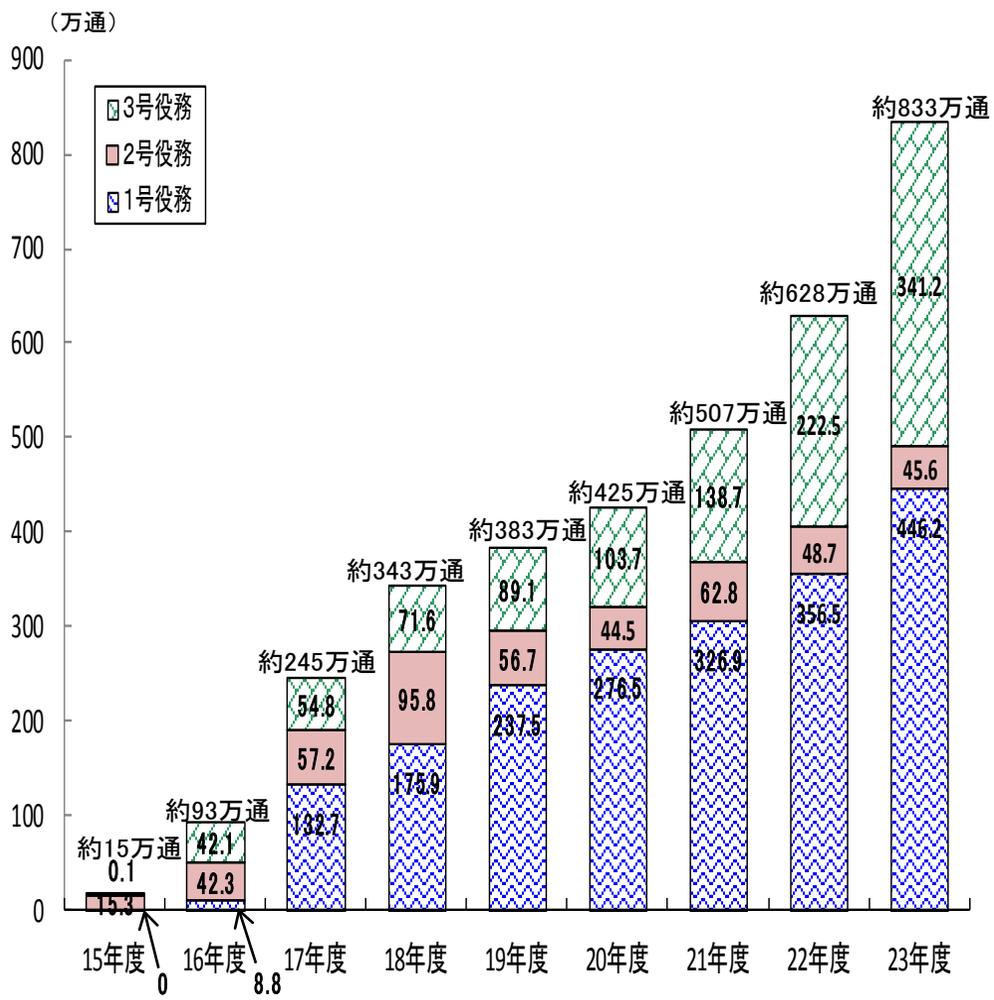


## ○宅配便市場におけるシェアの推移



# 10-1 信書便市場の動向

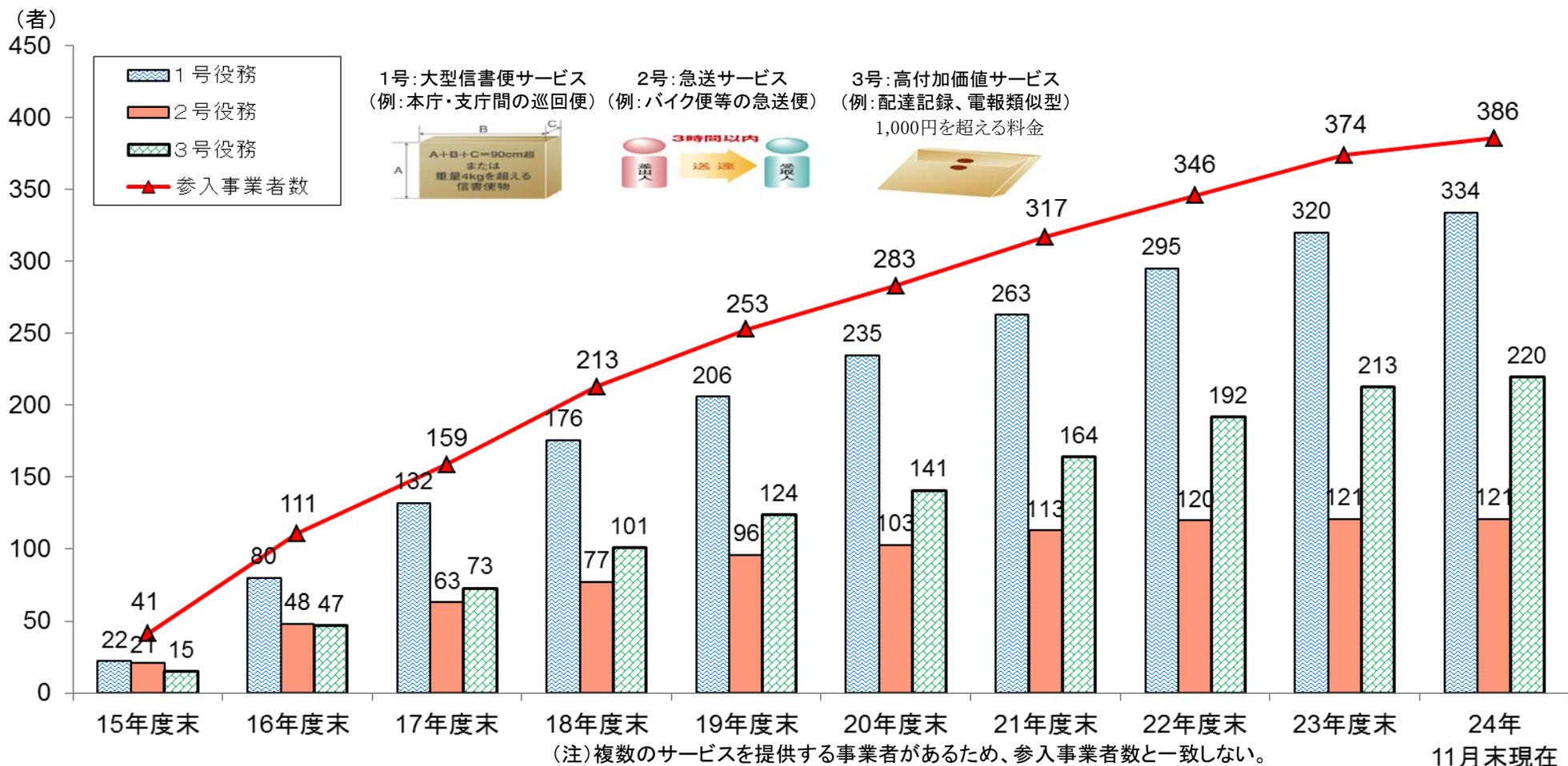
- 引受通数は平成23年度は全体で約833万通(対前年度比約1.3倍)。そのうちの5割以上を1号役務が占めている。
- 売上高は平成23年度は全体で約91億円(対前年度比約1.3倍。対前々年度比では約2.1倍)。そのうちの約3分の2を3号役務が占めている。



## 10-2 参入事業者数と役務別提供事業者数の推移

○ 一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入は順調に増加を続けており、平成24年11月末時点で386者が参入している。

そのうち、大型信書便サービス(1号役務)への参入が最も多く334者となっており、次が高付加価値サービス(3号役務)の220者となっている。急送サービス(2号役務)は121者で、平成22年度末以降横ばいの状態が続いている(注)。



# 11 郵便認証司制度の概要

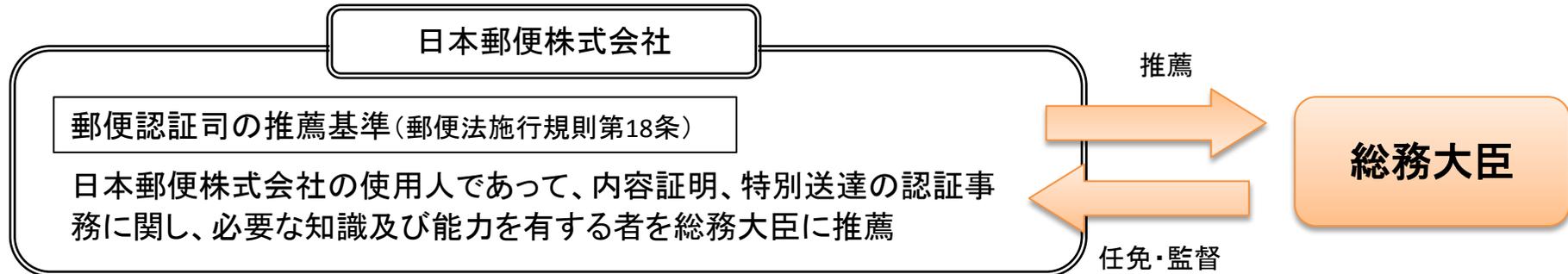
郵便局が取り扱う内容証明、特別送達については、裁判等において民法施行法等により公的な効力を有することとされていたため、郵政民営化後もその公的な効力を確保することとし、郵便認証司制度を設け、総務大臣が任免することとしている。(郵便法第58条～第66条)

内容証明: 郵便物の内容たる文書の内容を証明するもの。

郵便認証司は、差出人が作成する正本1通・謄本2通の内容が符合することを確認する他、郵便局員による郵便物の内容を証明するために必要な手続が適正に行われていることを確認し、正本・謄本に当該郵便物が差し出された年月日の記載(確定日付の付与)を行う。

特別送達: 訴訟上の書類の送達に用いられる送達方法であり、民事訴訟法に定める方法により送達し、その送達の実況を送達報告書により証明するもの。

郵便認証司は配達担当者が作成する「郵便送達報告書」の内容(送達場所、送達年月日時等)を確認するとともに、「郵便送達報告書」に認証月日等の記載等を行う。



※ 平成24年5月の郵便法改正以前は、会社の使用人であり、かつ、管理又は監督の地位にある者であって、内容証明、特別送達の認証事務に関し、必要な知識及び能力を有する者を総務大臣に推薦することとされていた。

郵便認証司数(平成24年11月1日現在): 87,466名